

上場会社監査事務所部会 準登録事務所規約

制 定 平成19年3月1日
最終変更 平成21年4月15日

(目的)

第1条 この規約は、会則第135条第4項に基づき、上場会社監査事務所部会の準登録事務所の義務について定める。

(準登録事務所の義務)

第2条 準登録事務所は、以下の義務を負う。

- 一 準登録事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守すること。
- 二 日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第127条第2項に定める準登録事務所名簿、同第135条第2項に定める誓約書並びに上場会社監査事務所登録規則(以下「規則」という。)第18条に定める事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項の開示を受け入れること。
- 三 規則第18条の2の規定により準用する同第10条に定める定期報告及び同第11条に定める変更報告を品質管理委員会に提出すること。
- 四 上場会社の監査契約を新規に締結したときは、会則第128条に基づき上場会社監査事務所部会への登録申請をするとともに、法定監査関係書類等提出規則第21条に基づき本会にその旨を報告すること。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月15日改正）

この改正規定は平成21年7月9日から施行する。